

橋本市告示第 72 号

橋本市後期高齢者医療制度成人病検査助成事業実施要綱の一部を改正する
告示を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 31 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市後期高齢者医療制度成人病検査助成事業実施要綱の一部を改正する告示

橋本市後期高齢者医療制度成人病検査助成事業実施要綱(平成 22 年橋本市告示第 104 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(申請) 第 4 条 脳ドック助成事業の助成を受けようとする対象者(以下「受診者」という。)は、脳ドック助成申請書(様式第 1 号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。	(申請) 第 4 条 脳ドック助成事業の助成を受けようとする対象者(以下「受診者」という。)は、 <u>和歌山県後期高齢者医療制度の被保険者証を提示して</u> 脳ドック助成申請書(様式第 1 号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。
2 略 (助成金) 第 7 条 脳ドックの受診に係る助成金の額は、1 人につき <u>26,900 円</u> を上限とし、助成の回数は同一人に対し年 1 回とする。	2 略 (助成金) 第 7 条 脳ドックの受診に係る助成金の額は、1 人につき <u>26,800 円</u> を上限とし、助成の回数は同一人に対し年 1 回とする。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。